

発議第2号

基山町議会事務局設置条例の一部改正について

基山町議会事務局設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月22日提出

基山町議会議員

天本 勉

基山町議会議員

大久保由美子

基山町条例第 号

基山町議会事務局設置条例の一部を改正する条例

基山町議会事務局設置条例（昭和63年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（令和5年条例第18号）が公布され、基山町職員定数条例（昭和24年条例第18号）が一部改正されたことに伴い、引用条文の項番号の整理が必要なため、基山町議会事務局設置条例の一部改正をする必要がある。

令和6年3月22日原案可決